

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ニチレイ			コード	2871
提出日	2020/5/25	異動（予定）日	2020/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鵜澤 静	社外取締役	○													○		有
2	鰐淵 美恵子	社外取締役	○													○		有
3	昌子 久仁子	社外取締役	○													○		有
4	齊藤 雄彦	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
5	朝比奈 清	社外監査役	○													○	新任	有
6	清田 宗明	社外監査役	○							△							新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		鵜澤静氏は、経営者としての豊富な経験と財務・経理分野の幅広い見識を有しており、グループ経営の視点から、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
2		鰐淵美恵子氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、その経験と見識を活かして、生活者の商品・サービスの購買行動などの視点も踏まえながら、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
3		昌子久仁子氏は、業事関連業界での企業経営者としての豊富な経験と、品質保証、研究開発に関する幅広い見識を有しております。また、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
4		齊藤雄彦氏は、法曹界の出身者であり関係省庁の要職を歴任しました。退官後は弁護士として職務に従事し、法律の専門家としての豊富な経験および高い見識等を有しており、当社の監査に活かしたいため、社外監査役に選任しております。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
5		朝比奈清氏は、長年にわたり農林水産関連の行政分野において国内外の実務に従事し、また、職務執行から独立した立場で監査を担うなどの豊富な経験と高い見識等を有しております。当社は、同氏の経験および見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役候補者といたしました。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
6	清田宗明氏は、2009年3月まで当社の主要な取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）の業務執行者として勤務しておりました。	清田宗明氏は、海外を中心に金融機関の要職を歴任し、その後は約10年間にわたりメーカーの監査役および取締役等を務めており、企業経営に関する豊富な経験および高い見識等を有しております。当社は、同氏の経験および見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役候補者といたしました。 なお、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「独立性基準」（4. 補足説明参照）を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

4. 補足説明

独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役又はその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社グループ関係者
当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者。
2. 取引先関係者
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。
（注）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2％又は1億円のいずれか高い額以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
 - ② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者。
（注）「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社グループの年間連結売上高の2％以上の支払いを当社グループに行った者をいう。
 - ③ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者。
（注）「当社グループの主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2％以上の額を当社グループに融資していた者をいう。
3. 寄付又は助成を行っている関係者
当社グループが、年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者。
4. 専門的サービス提供者
 - ① 弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者。
 - ② 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員。
5. 議決権保有関係者
 - ① 当社の10％以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者。
 - ② 当社グループが10％以上の議決権を保有する会社の業務執行者。
6. 過去に該当したことがある者
 - ① 過去に一度でも上記1に該当したことがある者。
 - ② 過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者。
7. 近親者
上記1から6に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者又は二親等内の親族。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。